第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

平成29年4月1日現在、市内全域の1,665,516世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに 18 か所の収集事務所や委託事業者が収集を行っています(古紙・古布は除く)。

平成 17 年4月から市内全域で、分別収集の品目を拡大しました(37 ページ参照)。収集品目は 10 分別 15 品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション 方式です。なお、集積場所数は平成 29 年 3 月末現在 72,679 か所です。

(1) 燃やすごみ

週2回(月・金又は火・土)収集し、市内4か所の焼却工場及び市内4か所の中継施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみ、おもちゃやプリンターなどのプラスチック製品 (50cm 未満の物)、 少量の木の枝、板などです。中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋でも可)又はふた 付きの容器で排出します。

(2) 燃えないごみ

週2回 (燃やすごみの収集日と同じ日) 収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。 主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱など で包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示して排出します。

(3) スプレー缶

週2回 (燃やすごみの収集日と同じ日) 収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。 主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身 を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋でも可)に、 スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。

(4) 乾電池

週2回 (燃やすごみの収集日と同じ日) 収集し、市内1か所のストックヤードに搬入しています。 主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて中身がはっきりと確認 できる半透明の袋(透明の袋でも可)に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集して おらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装

週1回(月~土のいずれか)収集し、市内3か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品が入っていたもの(容器)や、包んでいたもの(包装)で、中身の商品を取り出した(使った)あと不要になるもので、主にプラスチック製容器包装類のマーク のあるものが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を使い切ってから中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋でも可)に、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

(6) 缶・びん・ペットボトル

週1回(月~土のいずれか)収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

(7) 小さな金属類

週1回(缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日)収集し、市内4か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、一番長い辺が30cm 未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して排出します。

(8) 古紙

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて 紐で十文字にしばるか、大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて排出します。

※平成26年4月から、市内の家庭から排出される古紙については、原則として資源集団回収により 回収されています(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政 による収集を実施しています)。

(9) 古布

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋でも可)に入れて排出します。

※平成26年11月から、市内の家庭から排出される古布については、原則として資源集団回収により回収されています(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による収集を実施しています)。

(10) 粗大ごみ

金属製品で一番長い辺が30cm以上のもの、それ以外(木製品やプラスチック製品など)で一番長い辺が50cm以上のものを対象としています。事前申込み制で、電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。また、市内4か所に、自己搬入場所を設け、受入れを行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方が属する世帯等に対しては、手数 料を減免する制度があります。

なお、家庭から収集した粗大ごみのうち、まだ使うことができる「家具類」などを、リユース品 として、イベントや一部の資源循環局関連施設などで展示し、市民の皆さんに提供しています。

リユース品提供状況

(単位:個)

	年	度		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
総	提	供	数	2, 343	3, 389	3, 759	3808	3, 336
内	常設	展示	場所	1. 976	3,023	3, 384	3466	2, 914
訳	1 /	ヾン	7	367	366	375	342	422

2 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

ア ふれあい収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで家庭ごみを取りに伺う「ふれあい収集」を平成16年度から実施しています。また、平成22年度からは、ごみが出ていない場合の声かけ(安否確認)を開始しました。

イ 粗大ごみ持ち出し収集

粗大ごみを持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障害のある方などに対しては、自宅内に入って収集する「粗大ごみ持ち出し収集」のサービスを、平成13年度から行っています。

ウ 狭あい道路収集

道路が狭く収集車が通行することができないため、集積場所が自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車でごみを収集します。

各業務の収集件数推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ふれあい	4,013 世帯	4,801 世帯	5, 171 世帯	5,507 世帯	6,214 世帯
粗大ごみ持ち出し	8,048 件	8,776 件	8,493 件	8,319 件	9,525 件
狭あい道路	31, 129 世帯	34, 426 世帯	36,446 世帯	38, 166 世帯	35,517 世帯
状めいり	(1,961 箇所)	(2,133 箇所)	(2,302 箇所)	(2,450箇所)	(2,291 箇所)

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(いわゆる「ごみ屋敷」対策条例)」を制定し、平成28年12月1日から施行し、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携し、福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

平成28年度いわゆる「ごみ屋敷」対応件数

平成 28 年度に近隣への影響が	平成 28 年度に実施した
解消等された件数	排出支援の件数
26 件	11 件
(条例に基づく排出支援により	(平成 28 年度末時点で3件は
解消されたものは 8 件)	排出支援継続中)

3 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受け

た業者(許可業者)と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、 それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。

焼却工場では、資源化可能な古紙等を除く一般廃棄物を受け入れています。

4 動物の死体処理

犬・猫等動物の死体処理は、市民から処理依頼(飼育)、又は連絡(遺棄)により受け付けたものを 処理しています。

飼育で合同火葬(出張回収)希望の場合は、手数料(6,500円/個)を徴収しています。

犬・猫等動物の死体処理状況 (平成28年度)

(単位:個)

区分	60 TH /田 米/c	内 訳				
種類	処理個数	飼 育	遺棄			
犬	666	640	26			
猫	6, 680	928	5, 752			
その他	4, 533	175	4, 358			
計	11, 879	1, 743	10, 136			

5 ごみ処理原価年度別推移

(単位:円/t)

年 度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
ごみ処理原価	39, 210	36, 308	36, 318	39, 116	40, 403
内 収集運搬	26, 627	25, 398	25, 834	27, 417	27, 163
訳 処理処分	12, 583	10, 910	10, 484	11, 699	13, 240

[※] ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立て、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、 国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。